

平成17年度65歳以上の介護保険料

【表1】

(単位：円)

	合併前の鳥取市地域	国府町地域	福部町地域	河原町地域	用瀬町地域	佐治町地域	気高町地域	鹿野町地域	青谷町地域
第1段階	20,700	19,900	17,500	14,100	16,800	20,000	18,100	23,964	19,542
第2段階	31,100	29,800	26,300	21,100	25,200	30,000	27,200	35,946	29,313
第3段階	41,400	39,700	35,100	28,100	33,600	40,000	36,300	47,928	39,084
第4段階	51,800	49,600	43,900	35,100	42,000	50,000	45,400	59,910	48,855
第5段階	62,100	59,600	52,600	42,200	50,400	60,000	54,500	71,892	58,626

どの段階に該当するか確認してみましょう！

※1「合計所得金額」とは、収入額から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、医療費控除など各種所得控除をする前の金額です。
 ※2「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた人で、所得が低かったり、ほかの年金を受給できない人に支給される年金です。



市民税が課税されている

いいえ

はい

世帯の中に市民税が課税されている人がいる

合計所得金額(※1)が200万円以上である

いいえ

はい

いいえ

はい

老齢福祉年金(※2)を受給しているまたは、生活保護を受けている

はい

いいえ

保険料段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
該当する人	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人	世帯員全員が市民税非課税の人	本人は市民税非課税だが、世帯員に課税者がいる人	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人

介護保険料の支払い方法

【表2】

	特別徴収	普通徴収
対象となる人	老齢(退職)年金の受給額が年額18万円以上の人 ※老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給などは特別徴収の対象になりません。	次のいずれかに該当する人 ▷年金の受給額が年額18万円未満の人 ▷老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給などを受給している人 ▷年度途中で65歳になった人や鳥取市に転入してきた人
支払方法	4月から翌年2月までの2カ月ごとに、支給される年金から差し引かせていただきます。 ※年金の「現況届け」の提出を忘れると、年金の支給が停止されます。この場合、介護保険料を差し引くことができないため、普通徴収になります。	7月から翌年2月までの8回払いです。7月中旬に納付書をお送りしますので、金融機関でお支払いください。 ※既に口座振替の手続きをされている人は、その口座から引き続き振り替えさせていただきます。 ※今年度から、郵便局の窓口で支払い(支払い期限内に限る)ができるようになりました。